諮問日:平成30年4月23日(平成30年度(情)諮問第1号)

答申日:平成30年9月21日(平成30年度(情)答申第9号)

件 名:東京高等裁判所において特定の裁判官に関する抗議を受けた際に作成し、

又は取得した文書の不開示判断(存否応答拒否)に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

東京高等裁判所において特定の裁判官のツイートに関する抗議を受けた際に作成し、又は取得した文書(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が平成30年2月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

東京高等裁判所が特定の裁判官のツイートに関する抗議を受けたことは,公 知の事実であり,慣行として公にされている情報といえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定の裁判官が私的にツイート した内容に関して第三者から抗議がされた事実の有無が公になる。この情報は、 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。) 5条1号 に規定する個人識別情報に相当する。上記の事実について、裁判所として公表 したことはないため、慣行として公にされている情報に相当しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成30年4月23日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年6月15日 審議

④ 同年8月24日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出の内容からすれば、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定の裁判官が私的にツイートした内容に関して第三者から抗議がされた事実の有無が公になると認められる。このような情報は、法5条1号に規定する不開示情報に相当する。苦情申出人は、上記の事実は慣行として公にされていると主張するが、最高裁判所事務総長の説明によれば、裁判所として公表したことはないとのことであり、同号ただし書イに相当するとは認められない。そのほか、同号ただし書口及びハに相当する事情は認められない。

したがって、本件開示申出文書について、その存否を答えるだけで法5条1 号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになるとした原判断は、 妥当である。

2 以上のとおりであるから、原判断については、本件開示申出文書の存否を答 えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することに なると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開 · 個人情報保護審查委員会

麥	美	髙	橋		茲
委	員	久	保		潔
委	員	門	口	正	人